

司法行政文書開示手続の手引

最高裁判所事務総局
平成29年3月21日版

はじめに

裁判所における情報公開制度は、平成13年4月に運用が開始され、今日までに様々な司法行政文書開示申出が行われてきた。近年、申出件数は増加傾向にあり、今後もその傾向は続くと考えられる。また、行政機関情報公開法の改正が見込まれるなど、裁判所の情報公開制度を取りまく環境も変わりつつある。このような状況の中、文書開示事務の円滑な遂行のためには、事務担当者の高い専門的知識と適正迅速な事務処理能力が不可欠である。これまで、「情報公開に関する運用要領」（平成17年12月）など、事務処理の参考となる資料はあったものの、開示対象文書の選別や不開示部分のマスキング例等を分かりやすくまとめたツールは乏しく、事務担当者が実際の対応場面で苦慮することは少なからずあったものと思われる。

本年4月で、裁判所における情報公開制度の運用開始から10年が経ち、事例が相当程度集まるとともに、文書開示の運用が一定程度確立した事例も見られるようになってきた。そこで、今般、事務担当者が適正迅速に文書開示事務を行うための参考事項や参考例を、この「司法行政文書開示手続の手引」に取りまとめ、発行する運びとなった。

本手引は、「総論編」と「各論編」からの二部構成となっており、「総論編」では、情報公開関連通達や運用要領ではあまり触れられていないものの、事務担当者が文書開示事務を行う際にぜひ念頭に置いていただきたい事項について、「各論編」では、比較的申出の頻度が高いと思われる事例についての具体的対応方針が示されている。

なお、本手引は、平成23年3月時点での最高裁判所事務総局における検討・運用を踏まえたものであり、今後、行政機関情報公開法の改正や行政府省の取扱いの変更、事例の集積等により、考え方や対応方針が変更され得るものであるため、今後、定期的な見直しを図ることが予定されている。

本手引が、裁判所における司法行政文書開示事務の理解を深める一助となれば幸いである。

平成23年3月

平成23年度改訂にあたって

第177回国会に提出された行政機関情報公開法改正法案には、開示・不開示の決定は、原則として開示請求があった日から、行政機関の休日を除き14日以内にしなければならないこと、及び、開示請求者は、行政機関が法定の期間内に開示・不開示の決定をしないときは、請求対象文書について不開示決定があったものとみなすことができる旨の内容が盛り込まれている。

裁判所の情報公開制度は通達に基づくものであるが、同改正法案の趣旨を踏まえ、司

法行政文書開示の事務処理にかかる期間のさらなる短縮を図るべく、時間を要していると考えられる開示対象文書の検討の段階で生じた疑義を速やかに解決したうえで不開示部分を検討するなど、事案に応じて事務処理の方法を工夫していただければ幸いである。

なお、開示対象文書の選別や不開示部分の検討に疑義が生じたような場合には、情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース（<http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp>）を利用するすることが有用である。

おって、今回の改訂の内容は以下のとおりである。

第一部総論編

- 【8 特定不十分による不開示】（加筆）
- 【12 苦情の申出について】（新設）
- 【13 裁判所の司法行政文書開示手続と行政不服審査制度、取消訴訟の関係】（項目番号の変更のみ）

第二部各論編

- 【1 留意事項】（加筆）
- 【12 職員配置表】（加筆）
- 【18 請求書、契約書】（加筆）
- 【19 入札経過調書、開札経過調書（物品・役務調達）】（加筆・訂正）
- （別紙14）職員配置表（加筆）
- （別紙22）開札経過調書（差替え）
- 別表1ないし3（加筆・訂正）

平成24年3月

平成24年度改訂に当たって

第177回国会に提出された行政機関情報公開法改正法案は、成立せずに廃案となつたが、司法行政文書開示の事務処理にかかる期間の短縮を図ることが今後も重要であることに何ら変わることはない。よって、本手引を参照してこれまでどおり迅速な事務処理に努めていただければ幸いである。

なお、今回の改訂の主な内容は以下のとおりである。

第一部総論編

- 【1 司法行政文書と裁判関連文書】（加筆）
- 【3 開示対象文書の単位】（訂正）
- 【7 開示通知書中の「開示しないこととした部分とその理由」、及び不開示通知書中の「開示しないこととした理由」の記載例】（加筆）

第二部各論編

- 【14 出勤簿】(新規)
- 【21 営繕工事における予定価格の積算資料】(新規)
- (別紙17)出勤簿(新規)
- 別表1ないし3(加筆・訂正)

平成25年3月

平成25年度改訂に当たって

本手引の発出から約3年が経過し、各庁における事務処理に当たっては本手引を参照しながら順調に運用されているものと思われるが、今年度も最近の事例等を考慮し、若干の改訂を行ったので参考にしていただきたい。

ところで、本手引の各論編は、比較的申出の頻度が高いと思われる事例についての具体的対応方針を検討する際に参考としていただくものであって、あらゆる事例を網羅することを目的とするものではなく、これまで既に相当数の事例が掲載されていることを踏まえると、今後さらに多数の事例を追加していくことは現実的ではない。そこで、各庁においては、これらを参考としてマスキングポリシーについての考え方の理解を深めるなどしていただき、各論編に掲載されていない文書が開示対象文書となる場合にも適切に対応していただきたい。

また、初めて情報公開事務に携わる職員等を対象として、情報公開事務の処理に必要な基本的事項をまとめた文書を作成し、これを本手引の末尾に添付することとしたので、執務の参考にしていただければ幸いである。

平成26年4月

平成28年度改訂に当たって

平成28年4月で裁判所における情報公開制度の運用開始から15年が経ち、司法行政文書開示手続の運用が一定程度確立したところではあるが、一方で時代の変遷とともに不開示情報該当性に疑惑が生じる事例が多数見られるようになってきた。また、平成27年7月1日から情報公開・個人情報保護審査委員会が最高裁判所に設置されるなど裁判所の情報公開制度自体も変化し、情報公開事務についても、これまで以上に第三者の納得が得られる程度に合理的な説明ができるよう情報公開事務に携わる職員等それぞれが適切に対応することが求められている。

そこで、今般、これまで手引に記載されていた内容について全面的に見直しを行うこととし、行政機関情報公開法の基本的な考え方について立ち返りつつ、行政手続の取扱いや情

報公開・個人情報保護審査委員会の答申を踏まえ、情報公開事務を処理するに当たって検討すべき点を改めて整理し直したので、各庁においても本手引を執務の参考としていただきたい。

なお、情報公開・個人情報保護審査委員会の答申は、裁判所ウェブサイト(http://www.courts.go.jp/saikosai/iinkai/jyouhoukoukai_kojinjyouhou/index.html)で公表されているので、利用していただきたい。

平成29年3月

目 次

第一部 総論編

1 司法行政文書	1
2 法2条2項1号に相当する文書について	3
3 開示対象文書の特定	4
4 開示対象文書の時的基準	6
5 開示対象文書の単位	8
(1) 申出文書が冊子に掲載されている場合	
(2) バインダー形式等の帳簿が対象となる場合	
(3) データベースに格納されている電磁的記録が対象となる場合	
6 法5条1号の不開示情報について	10
(1) 5条1号本文	
(2) 5条1号ただし書	
(3) 取扱要綱記第3	
(4) 個人識別情報の検討方法	
7 法5条2号から6号までの不開示情報について	17
(1) 5条2号イ	
(2) 5条4号	
(3) 5条5号	
(4) 5条6号	
8 グローマー拒否	20
9 開示通知書中の「開示しないこととした部分とその理由」、及び不開示通知書中の「開示しないこととした理由」の記載例	22
(1) 開示通知書中の「開示しないこととした部分とその理由」	
(2) 不開示通知書中の「開示しないこととした理由」	
10 第三者に対する意見聴取	27
(1) 意見聴取	
(2) 第三者に対する通知	
11 開示の実施等について	29
(1) 文書及び図画	
(2) 電磁的記録	
(3) 写しの交付	
12 開示に代わる情報の提供と便宜供与としての情報提供	30
13 苦情の申出について	31
14 裁判所の司法行政文書開示手続と行政不服審査制度、取消訴訟の関係	33

第二部 各論編

1 留意事項	34
2 S S D B S, 司法統計年報	35
3 事件記録等閲覧・謄写票 (原符)	37
4 民事・行政第一審事件簿等	39
5 刑事公判請求事件簿等	43
6 捜査記録等返還書, 受領書	47
7 開廷表 (民事)	49
8 配席図・職員配置図	52
9 職員配置表	55
10 法曹会職員録	57
11 出勤簿	58
12 旅費請求書 (職員に係るもの)	60
13 旅行命令簿	63
14 支出決定決議書 (支出負担行為即支出決定決議書)	65
15 報酬請求書 (刑事事件の鑑定人・通訳人・国選弁護人・国選付添人)	67
16 請求書, 契約書	70
17 入札経過調書, 開札経過調書 (物品・役務調達)	72
18 営繕工事における予定価格の積算資料	74
19 管財事務の手引	77
20 民事調停委員名簿, 家事調停委員名簿	79
21 労働審判員名簿	82
22 裁判員候補者選定録	84
23 逮捕状請求書 (謄本を含む), 逮捕状 (不執行により返還されたものを含む), 通信傍受令状, 勾留質問調書 (求令状によるもの), 保釈請求書, 保釈求意見書, 保釈意見書, 保釈決定書	86
24 規則, 規程, 通達等	88
別紙 (1～26)	89

(参考資料) 情報公開 (司法行政文書開示) 手続に初めて携わる方へ
窓口において想定される質問事項について
司法行政文書開示手続フローチャート

略語一覧

- ・ 法、情報公開法・・・「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)
- ・ 行政機関個人情報保護法・・・「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)
- ・ 取扱要綱・・・平成27年7月1日から実施の「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」
- ・ 総長通達・・・平成27年4月6日付け最高裁秘書第671号事務総長通達「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について」
- ・ 審査会答申・・・総務省に設置の情報公開・個人情報保護審査会の答申
- ・ 委員会答申・・・最高裁判所に設置の情報公開・個人情報保護審査委員会の答申
- ・ 運用要領・・・平成27年7月1日最高裁事務総局秘書課編「情報公開に関する運用要領」
- ・ 規則集等データベースⅡ・・・「最高裁判所規則集等データベースⅡ」
- ・ 詳解情報公開法・・・「詳解 情報公開法」(総務省行政管理局)
- ・ 宇賀・・・宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説〔第7版〕」(有斐閣)

第一部 総論編

1 司法行政文書（取扱要綱記第1）

裁判所における文書開示手続の対象は、司法行政文書である（取扱要綱記第2）。

司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう（取扱要綱記第1）。

文書開示手続の対象となる「司法行政文書」には、事件記録のほか、裁判体が裁判を行うために作成するメモなどの内部検討文書や、裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行った結果を記載し、裁判所の裁判部において管理している文書（委員会答申平成27年度（情）答申第3号等）など、事件の審理・判断作用に関わる文書やその過程で作成された文書は、含まれない¹。

また、定義から明らかにように、作成ではなく取得によって司法行政文書性を有するに至ることもあり得る。事務局所属の職員が、裁判部作成に係る裁判事務に関する文書を司法行政事務処理の目的で取得した場合、当該文書は「裁判所の職員が職務上取得した司法行政事務に関する文書」と評価できることから、裁判部が当初作成した時点では裁判事務に関する文書であって、司法行政文書に含まれないものであったとしても、後に事務局所属の職員が取得した時点で司法行政文書性を有するに至り、文書開示手続の対象となることになる。

ただし、この場合でも、取扱要綱記第2ただし書の該当性について別途検討をする点は、通常の司法行政文書の開示と同様である。例えば、総務課所属の職員が、刑事部作成の刑事裁判書写しを広報目的で取得した場合には、その取得の時点で、当該裁判書写しは司法行政文書性を有するに至るが、刑事裁判書写しは、刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の適用を受けないこととされているため、取扱要綱記第2の1により開示することができない（24頁総論編9(2)ウ及びキ参照）。

なお、(1)刑事裁判の内容を要約するなどして作成された判決要旨については、「訴訟に関する書類」には該当しないため、文書開示手続の対象となり得るし、(2)民事訴訟法には、刑事訴訟法53条の2のような規定はないため、事務局所属の職員が

¹ これは、憲法上、司法権の独立、裁判官の職権行使の独立が保障されているところ（憲法76条）、裁判体が、中立かつ公正な判断を行い、その職権を独立して行使するためには、事件の審理や判断の作用に影響を及ぼす可能性のある行為等をできる限り排除する必要があることから、開示の対象を司法行政文書に限定し、事件の審理・判断作用に関わる文書やその過程で作成された文書が外部に公開されないようにするが相当であるという事情に基づく。

司法行政事務処理の目的で取得した民事裁判書写しについては、司法行政文書として、文書開示手続の対象となり得ることに注意を要する。

※ 裁判部所属の職員による訴訟当事者等対応において、裁判手続としての閲覧・
謄写手続の教示をしても納得が得られない場合に、安易に文書開示手続の教示
をすると、申出に係る文書が司法行政文書に該当しないため開示できないとい
う事態が生じかねない。

このように、開示申出人に余計な期待を抱かせたにもかかわらず、結果として何ら開示申出人の利益にならない場合も考えられることから、文書開示手続の教示に及ぶ場合には、手続の存否に関する教示も含めて、全て開示手続の窓口である総務課（取扱要綱記第6）に委ね、同課において対応することが望ましい。

一方、総務課においても、(1)開示対象文書の存在が明らかでないにもかかわらず、開示申出をしようとする者に対し、開示することを前提に説明したり、
(2)文書開示手続においては、グローマー拒否（取扱要綱記第5、法8条、20
頁総論編8参照）をせざるを得ないような場合にもかかわらず、同手続の教示
をしたりする（なお、このような場合であっても、保有個人情報開示手続であ
れば、行政機関個人情報保護法45条1項に規定する刑事事件等に関する情報
を除き、開示申出をしようとする者の求める情報を開示できることもある。）な
ど、不適切な事務を行わないよう、日頃から、文書開示手続に関する基礎知識
を身に付ける必要がある。

2 法2条2項1号に相当する文書について

裁判所の情報公開の運用は、行政省における情報公開制度の趣旨を踏襲して行われているものであり、情報公開法における行政文書の定義ぶりと取扱要綱記第1における司法行政文書の定義ぶりはほぼ同一であるから、開示対象となる司法行政文書の範囲は基本的に行政文書と同様に考えて差し支えない。

「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」(法2条2項1号)は、行政文書から除外される。取扱要綱は、司法行政文書から除外される文書の類型についての明文の規定を置いていないものの、この点について行政省と取扱いを異にする実質的な理由はなく、裁判所のみが、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを司法行政文書として情報公開の対象とする趣旨ではないと解されるから、これらの書籍類については、行政文書と同様に司法行政文書から除外される。

また、市販されている書籍と同じ内容の冊子(いわゆる白表紙)については、表紙の装丁は異なるものの、内容は市販されている書籍と同一であるため、司法行政文書から除外される書籍類と同視できる。

そして、上記の趣旨を踏まえれば、例えば、「特定の事務処理の根拠が分かる文書」といった開示申出がされ、探索の結果、開示対象文書が法令のみとなる場合や法令自体の開示申出がされた場合²には、法令は、一般に公布の手続が踏まれ、官報に掲載されることにより広く周知が図られていること、また、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手できることから、司法行政文書に該当しないと考えることができ、このような開示申出に対しては、不開示対応をすることが考えられる(審査会答申平成26年度(行情)答申第74号参照)³。

² 最高裁判所規則につき、88頁各論編24【規則、規程、通達等】参照

³ このような場合に不開示対応をしつつも、法令が根拠である旨を便宜供与等の形で開示申出人に説明することも考えられる。

3 開示対象文書の特定

開示申出書が提出されたときは、申出の内容を検討し、開示対象文書を特定する必要がある。仮に開示申出書に記載された申出の内容が不明確であり、そこに記載された文言や申出に至った経緯等から合理的に解釈しても開示対象文書の特定ができない場合には、対象文書の特定のため、開示申出の内容の補正を求める必要がある。

そのため、窓口段階において、開示申出人の開示申出の内容を的確に把握する努力をすべきであり、開示申出人に対して、参考情報の提供（取扱要綱記第7の2）を行うことも考えられる。

開示申出人に対して補正を求める働きかけを適切に行ったにもかかわらず、開示申出の内容が明らかにならず、開示対象文書が特定できない場合には、最終的に、対象文書の特定が不十分であることを理由として不開示対応とすると解される。ここで、対象文書の特定が不十分である場合としては、申出がおよそ趣旨不明確な場合や対象範囲が広すぎるために文書の特定が不可能な場合（後記「(想定される開示申出の例)」参照）等が考えられる。

この場合、苦情の申出があり得ることも念頭に置き、不開示通知書中の「開示しないこととした理由」には、補正を促した経緯について一定程度詳細に記載しておくのが相当であろう（そのため、当然に補正の経緯について記録化しておくことを要する。）。

ところで、情報公開法においては、開示決定等の期限としての30日間に算入されない「補正に要した日数」（法10条1項）は、「補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を行政機関の長に提出するまでの期間を指す。」とされており

（詳解情報公開法103頁）、また「補正を求めている間は、開示決定等を行うべき期間が進行しない」（同105頁）とされている。したがって、裁判所の保有する司法行政文書の開示についても、補正を求めたにもかかわらず開示申出人から何ら応答がない間は、いまだ「補正を求めている間」であるから、開示・不開示の判断の通知を行うべき期間は進行せず、期限は到来しないと解されるが、補正を求めた際に定めた「相当な期間」を経過した後は、速やかに、当該申出に対する不開示対応又は再度の補正を求める働きかけのいずれかの実施を検討するのが相当である。

なお、補正は上記のとおり開示対象文書を特定するために求めることが多いと考えられるが、開示対象文書の特定ができる場合でも、開示対象文書が膨大で開示までに長期の期間を要するときは、開示対象文書を絞り込むため、必要に応じて補正を求めることも考えられる。

（想定される開示申出の例）

- ・ ○○裁判所の○○課にある文書全て
- ・ ○○制度に関し作成された一切の文書

※ 補正をしたとしても、例えば、開示申出に係る文書が裁判事務に関する文書となるなど、結果として全部不開示となる場合もあるので、その後の手続を見据えて補正を求める必要がある。

4 開示対象文書の時的基準

司法行政文書の開示申出があった場合に、どの時点において保有している文書を開示対象とするかについては、取扱要綱及び総長通達上明らかではないところ、司法行政文書の定義は情報公開法の行政文書の定義にならって定められていることから、開示対象文書の時的基準を考えるに当たっては、行政文書における考え方にならうこととなる。

この点、情報公開法 2 条 2 項は、開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」を行政文書としている。これは請求時点において保有していない行政文書を開示請求に応ずるために作成する必要はないことを意味し、開示請求制度に、行政機関の保有する情報を処理・加工して国民に提供させる機能まで付与するのではなく、開示請求時点において、存在する記録があるがままの状態で開示すれば足りるという認識に基づいている（宇賀 43 頁）。

そうすると、裁判所の情報公開においても、開示対象となる司法行政文書は、原則として開示申出時点において保有している文書であり、開示申出後に作成され、又は取得された文書は、当該開示申出の対象とならない。

もっとも、情報公開制度の趣旨に鑑みれば、開示申出時点において、当該申出についての開示等の判断（決裁終了）時点までに当該申出に係る司法行政文書が作成され、又は取得されることが予定されているものについては、それを開示対象文書として扱うことができるものと考えられる。

また、「司法行政文書の開示の申出をしようとする者が司法行政文書の特定のための情報の提供を求めてきた場合は、参考となる情報を提供するよう努める」こととされている（取扱要綱記第 7 の 2）ことに鑑みれば、毎年定期に更新される司法行政文書や、近々、改定を予定している司法行政文書についても、文書の改定見込時期を開示申出人に教示して、その意向を確認することなども考えられる。そして、前記と同様に情報公開制度の趣旨から、開示申出人が改定後の文書の開示を求める場合に、当該申出についての判断までに改定される文書は、申出後に改定された文書であっても開示対象文書とすることができると考えられる。

ただし、文書の作成又は改定が相当期間先になる場合に、いたずらに通知期限の延長を繰り返すことは相当ではなく、その場合、開示申出人に作成等の見込日を伝えた上、いったん申出を取り下げるもよい、作成等の見込日以降に再度申出をするよう促したり、開示申出人が取下げをしないときには不存在による不開示通知又は改定前の文書についての開示通知を行ったりすることを検討する必要がある。

一方、MINTAS 等の裁判事務支援システムなどのデータベース内に存在する電磁的記録については、開示申出以降も情報の入力・更新がされるため、開示申出時点に存在する情報に係る電磁的記録に限って開示対象とすることに固執することは現実的ではない。この場合、開示の判断（決裁終了）時点において、決裁権者が

決裁文書上開示対象として特定した情報に係る電磁的記録を開示対象とすることでも差し支えない。

5 開示対象文書の単位（法2条2項、3条、運用要領2頁）

文書開示申出の対象は「司法行政文書」であり「司法行政情報」とはされていない。これは情報公開法における枠組みと同様、対象を「情報」とした場合には、その範囲を確定するのが困難であったり、同様の情報が様々な媒体に記録されている場合にどの情報を請求するものであるかの特定が困難となるなどの問題が想定されることによる（詳解情報公開法22頁）。

したがって、司法行政文書の一部に開示申出に係る情報が記載されていたとしても、一つの司法行政文書全体を開示対象（開示の単位）としなければならない。開示対象となる文書の単位が問題となるのは、以下のような場合である。

（1）申出文書が冊子に掲載されている場合

いわゆる白表紙（不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。）や例規集（市販されている六法等の一般的に入手可能なものを除く。）が対象となる場合がこれに当たる。

この場合、冊子全体を一つの司法行政文書とみるべきかについては、標題の付け方、編綴の仕方、内容の関連性等を総合考慮して判断するほかない。冊子全体を一つの司法行政文書とみるべき場合、申出文書の掲載部分のみを開示するには、「開示に代わる情報の提供」（取扱要綱記第10の2）の方法により行う（30頁総論編12参照）。

（2）バインダー形式等の帳簿が対象となる場合

事件簿中に特定の事件の情報が記載されている場合などがこれに当たる。

この場合も、バインダー等全体が一つの司法行政文書に当たると解する余地もあるが、該当頁が容易にバインダー等から分離でき、記載されている内容に独立性がある場合には、該当頁を一文書として開示する運用も見られるところであり、申出の内容に反するとは特段考えられないことから、許容されるものと解される。

（3）データベースに格納されている電磁的記録が対象となる場合

業務処理系システム中の記録が対象となる場合などがこれに当たる。

この場合、当該システム全体を一つの司法行政文書ととらえるべきか、複数の司法行政文書からなると解するかについては、システムに格納された情報の集合体から情報を分離・抽出して、これを司法行政目的で使用するとき⁴は、当該情報に係

⁴ 分離・抽出することができるもの全てが開示対象となるわけではなく、飽くまで、分離・抽出したものと司法行政目的で使用することが想定されるものが開示対象となることに留意する。例えば、「〇〇の件数がわかる文書」という開示申出があった場合、当該件数をシステム上抽出する事が可能であるときでも、当該件数が統計報告等のように司法行政目的で使用されているか、又は使用が現に予定されているようなものであれば開示対象となるが、その他の場合には、開示対象とはならない。

る電磁的記録は開示対象としての一つの文書になると考えられることから、開示申出の内容を踏まえ、個別に検討する必要がある。

6 法5条1号の不開示情報について（取扱要綱記第2の2）

裁判所における文書開示手続においても、開示の申出があった司法行政文書に、開示等の判断の時点において法5条に規定する不開示情報に相当する情報（裁判事務の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。）が記録されているときは不開示となる（取扱要綱記第2の2）。

司法行政文書における不開示情報の多くが法5条1号に規定する個人に関する情報のうち特定の個人を識別することができる情報（以下「個人識別情報」という。）に相当する情報であることから、以下個人識別情報の基本的な考え方について説明するとともに、併せて部分開示（取扱要綱記第3の2）についても説明する。

（1）5条1号本文

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ア 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味し、これには、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる（詳解情報公開法45頁）。また、明文規定はないものの、「個人」には生存する個人のほか、死亡した個人も含まれると解されている。

法文が、その後「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により…」としていることからも明らかに、「個人情報」とは、複数の記述が組み合わされたあるひとまとまりの情報を指すと考えられる⁶。

⁵ いわゆるモザイク・アプローチと呼ばれるもので、個々の情報のみでは個人識別性はないものの、他の情報と合わせることによって個人識別が可能になる場合は不開示となる。「他の情報」としては、国民一般が容易に入手できる情報だけでなく、何人も開示申出が可能であることから、当該個人の近親者や地域住民等が知り得る情報も含まれると解されている。個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素になることがあり、当該集団の構成員が少ない場合は、モザイク・アプローチによって個人が識別される可能性が高くなると考えられる（宇賀72頁）。

⁶ 例えば、ある特定の職員の出勤簿が開示対象文書とされた場合、当該出勤簿は全体として当該職

イ 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」（個人識別情報）の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である（詳解情報公開法46頁）。したがって、個人識別情報も、あるひとまとまりの情報ということになる。

ウ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」⁷

個人情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを不開示情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられる。

しかしながら、中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定したものである（詳解情報公開法48頁）。

(2) 5条1号ただし書

ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ (略)

ハ 当該個人が公務員（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ア 5条1号ただし書イ

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、不開示情報から除くこととされている。

員の個人に関する情報とされる（審査会答申平成25年度（行情）答申第276号等参照）。また、調停委員名簿などの名簿の場合には、委員ごとに各行に記載された情報が、それぞれ一体として各委員の個人に関する情報とされる（審査会答申平成27年度（行情）答申第167号等参照）。

⁷ 5条1号後段に規定する情報は、個人に関する情報ではあるが、個人識別情報ではない。

「公にされ…ている情報」とは、現在、何人も知り得る状態におかれている情報をいう。過去に公にされた情報であっても、公にされた手段や方法によっては、時の経過により、開示等の判断の時点では、公にされているとはいえない場合があり、例えば、10年前に広く報道された情報であっても、現在は限られた少数の者しか知り得る状態にないという場合は、公にされているとはいえないこととなる。

「公にすることが予定されている情報」とは、開示等の判断の時点においては公にされていないが、将来公にすることが予定されている情報であり、これには求めがあれば何人にも提供が予定されている情報や裁判所としての説明責任の観点から公にしている情報も含まれる。

裁判所以外の行政省の公務員の氏名について、独立行政法人国立印刷局編職員録に登載されている場合は、慣行として公にされている情報として開示することとなる。また、同職員録登載の有無にかかわらず、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、原則として「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとされ、開示することとなる（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」⁸⁾）。

なお、裁判所では、説明責任の観点から、常勤、非常勤の区別なく職員の氏名は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるものとして、公にすることとしている。調停官、調停委員、労働審判員等も非常勤の裁判所職員であるから、それらの者の氏名についても、原則として開示する。ただし、裁判員（補充裁判員）等のように、非常勤の裁判所職員の氏名であっても、法令の趣旨や職務内容等から原則として「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たらず不開示とするのが相当な場合もあるため、この点につき留意する必要がある⁹⁾。

⁸ 平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」の内容

各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にすることとするものとする。

なお、特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。

①氏名を公にすることにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合

②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合

⁹ 裁判所職員の署名及び印影については、個人識別情報（法5条1号）としてマスキングする。

(参考) 事件番号の取扱いについて

事件番号は、当事者である個人に関する情報であるが、事件番号に公表慣行が認められるか否かは、開示対象文書中の他の情報と事件番号とを一体のものとして捉えた場合に、裁判実務上あるいは司法行政上の取扱いや運用等において、通常求めがあれば当該事件番号を提供して差し支えないといえるような場合であるかに加え、当該事件番号を開示することによって当事者等特定の者が著しい不利益を被るなどの弊害が生じる可能性がないか（開示対象文書中に事件番号とともに事件の内容等に関する機微な情報が記載されている場合は弊害が生じる可能性があることになろう。）も総合考慮して、文書ごとに個別に判断することになる。

例えば、事件簿、開廷表のように、当事者名等他の個人識別情報が併せて記録されているが、形式的な情報に限られるものの場合、当事者等の他の個人識別情報を不開示とすれば、事件番号を開示しても当事者等特定の者が著しい不利益を被ることまでは想定されないから、開示の対象となると考えられる（39頁各論編4【民事・行政第一審事件簿等】、43頁各論編5【刑事公判請求事件簿等】、49頁各論編7【開廷表】参照）。

一方、判決書、警備要請関係書類のように、事件に関する機微な情報が併せて記録されているものの場合、事件番号を開示すると当事者等特定の者が著しい不利益を被る可能性が高いといえ、当事者名等の他の個人識別部分のみならず事件番号についても不開示とするのが相当である。

イ 5条1号ただし書ハ

国の機関としての諸活動を説明する責任が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい一方で、公務員についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場（職）にある者がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととされている。

「職務の遂行に係る情報」（以下「職務遂行情報」という。）とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する（詳解情報公開法51頁）。

もっとも、当該情報が、ある職員の職務遂行情報であると同時に、他の職員の個人に関する情報に当たる場合は原則として不開示となる。例えば、健康管理記録の場合、当該健康管理に関する情報は、健康管理記録を作成した職員A

にとては、職務遂行の内容に係る情報といえるが、管理される職員Bにとては、職務遂行とは関連しないため、職員Bの個人に関する情報と評価されるから、結局、原則として不開示となる（宇賀84頁）。

なお、公務員の職務遂行情報に含まれる当該公務員の氏名については、上記ア記載のとおりである。

（3）取扱要綱記第3

- 1 開示の申出があった司法行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示の申出があった司法行政文書に情報公開法第5条第1号の情報に相当するもの（特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に限る。）が記録されている場合において、同号の情報に相当するもののうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当するものには当たらないものとみなして、1に定めるところによる。

個人識別情報については、原則としてその全体が不開示情報となるところ、当該情報に含まれる氏名等の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（個人識別部分）を除いた残りの部分（その他の部分）を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障を生じないときには、その他の部分を開示するように設けられた特例が法6条2項であるとされており、取扱要綱記第3の2も同様の定めをしている。

したがって、開示対象文書に個人識別情報が記録されている場合には、当該情報を「個人識別部分」と「その他の部分」とに区分し、「その他の部分」を公にしても、「個人識別部分」を除くことにより、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、「その他の部分」は不開示情報に該当しないものとして当該部分を開示することになる¹⁰。

¹⁰ 個人識別情報のうち個人識別部分は、取扱要綱記第3の2による部分開示によっても開示できないことになる。また、法5条1号ただし書の規定により既に個人識別部分が開示されている場合には取扱要綱記第3の2による部分開示の余地はないことになる（審査会答申平成28年度（行情）答申第143号等参照）。

(4) 個人識別情報の検討方法

以上の考え方を整理すると、個人識別情報が記録されている文書の検討の順序は、次のようになる（次頁参考参照）。

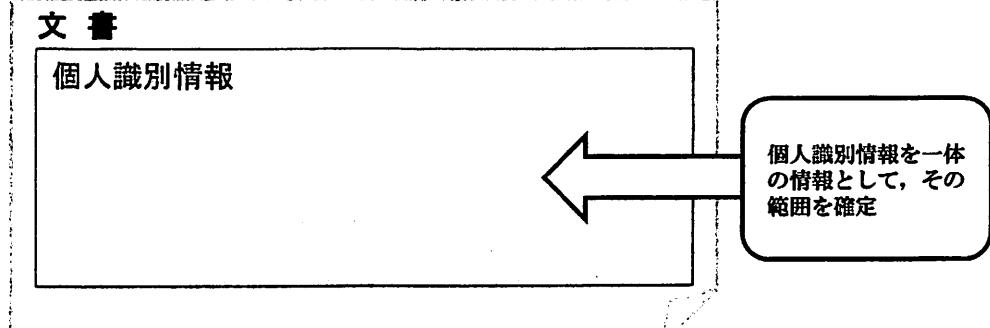
ア 個人識別情報の範囲の検討

イ 法5条1号ただし書により開示すべき部分の検討

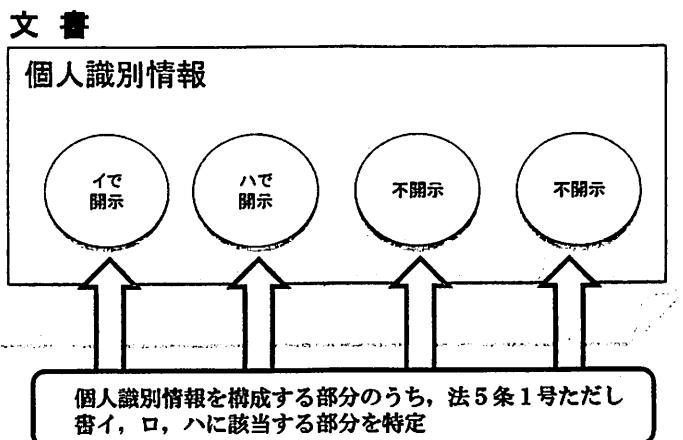
ウ 上記ア及びイによっては氏名等の個人識別部分が開示されていない場合における取扱要綱記第3の2による部分開示の可否の検討

(参考) 検討順序

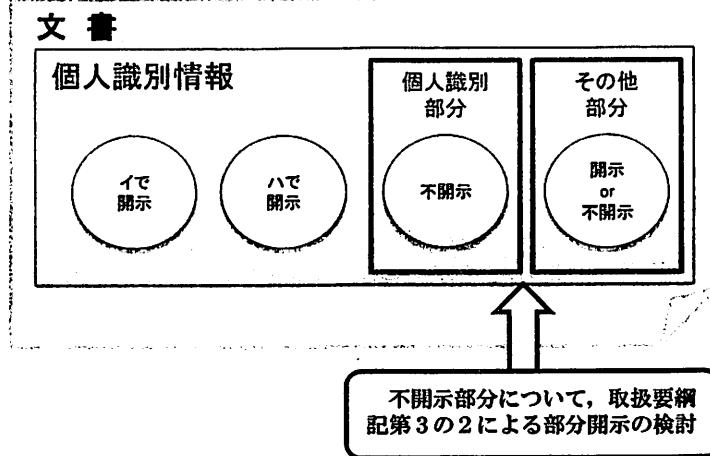
①法5条1号



②法5条1号ただし書



③取扱要綱記第3の2



7 法5条2号から6号までの不開示情報について（取扱要綱記第2の2）

法5条2号から6号までに相当する不開示情報のうち、裁判所の文書開示手続において、比較的申出の頻度が高いと考えられるものは、以下に示すとおりである。

(1) 5条2号イ【法人¹¹その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの】

- ・ 契約書中などの法人等の代表者印の印影

印影のマスキングは、印影全体を可能な限り形状に沿った形でマスキングする方法による（70頁各論編16【請求書、契約書】のマスキング例参照）。

- ・ 事件当事者である法人等の名称等

事件当事者として対象文書に記録されている法人その他の団体の名称又は事業を営む個人の氏名については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの有無を、文書の内容、性質を踏まえ、個別に判断する。

(2) 5条4号【公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報】

- ・ 庁舎平面図、庁舎基本設計概要書等における

に係る部分及びその記載¹²

13

(3) 5条5号【国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの】

- ・ 協議会における資料に記載されている発言者氏名や発言内容等個人を特定できるような記載

氏名や発言内容等が公になることにより、協議会における率直な意見の交換に影響を与えるおそれが認められる場合には、マスキングすることが考えられる。

協議会において意思決定が行われた後では、一般的には当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、5条5号の不開示情報に該当する場合は少

¹¹ ここでいう「法人」には、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。

¹² これらの情報については、いずれも同時に5条6号（庁舎管理事務支障情報、警備事務支障情報）にも相当するとしてマスキングすることが考えられる。

¹³ 同上

なくなるものとも考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であつたり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど、審議、検討の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である（詳解情報公開法75頁）。したがって、当該協議会における情報を公にすることによって、次回の同種協議会における率直な意見の交換や意思決定の中立性に影響を与えるおそれがないかを検討する必要がある¹⁴。

(4) 5条6号【国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（裁判事務の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。）】¹⁵

- ・ 入札経過調書や開札経過調書中の、「予定価格」、「予定価格との差額」（ただし、予定価格等を開示するのが相当な場合がある（72頁各論編17【入札経過調書、開札経過調書（物品・役務調達）】参照。）
- ・ 庁舎平面図、庁舎基本設計概要書、配席図等における[REDACTED]その他一般の来庁者が自由に出入りできない部屋であって、当該部屋の存在を公にすることによって庁舎管理事務及び警備事務に支障を及ぼすおそれがあるもの、直通電話番号、FAX番号及び内線番号のうち、ホームページ、官報、公告書面等で対外的に公表していない番号（52頁各論編8【配席図・職員配置図】参照）
- ・ 情報システムに関する設計書、手順書、マニュアル等におけるユーザID、パスワード、IPアドレス、URL、メールアドレス、機器・ソフトウェアの名称、操作画面の画像、データベース名、ネットワーク構成図、バックアップ方法その他の当該システムの具体的な構造・仕組みに関する情報であって、これを公にすることによって裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

情報システムに関する情報であって、公にすることにより、情報システムへの不法な侵入、攻撃を容易にするおそれも認められる場合には、5条4号（公共の

¹⁴ 協議会の中には、その全部又は一部において、意思決定を行うことを目的とせず、参加者の率直な討議・意見交換を行うことを目的とする場合もある。このような類型の協議会に係る資料等の中には、率直な討議・意見交換を確保するため、協議会の終了後も不開示とすべきものがあると考えられる。

¹⁵ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される（詳解情報公開法78頁）点に留意する。

安全等に関する情報) にも相当すると考えることができる。

- ・ 後見監督の在り方に関する参考資料に記載されている監督区分等 (委員会答申平成27年度(最情)答申第6号, 平成28年度(最情)答申第8号)
- ・ 人事異動に関し, その異動計画の対象者, 異動の内示時期等 (委員会答申平成27年度(最情)答申第5号)
公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるものに該当する (5条6号ニに相当)。

8 グローマー拒否（取扱要綱記第5、法8条、運用要領18頁）

開示の申出があった司法行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該司法行政文書の存否を明らかにしないで、開示しないことができる。

例えば、特定の個人の名前を挙げて、その病歴情報が記載された文書の開示申出があった場合、「当該文書に記載されている情報は、法5条1号の不開示情報に相当するので開示しない。」と答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになるから、結果として法5条1号の不開示情報を開示することになってしまう。そこで、このような申出に対しては、例外的に、文書の存否自体に言及しないで開示申出に対する回答を拒否することになる。また、「私が被告となっている民事事件に関して作成された司法行政文書」の開示を求められたような場合、司法行政文書開示手続ではグローマー拒否をすることとなるが、保有個人情報開示手続であれば開示申出本人に係る情報を開示できる場合があるから、開示申出本人に係る情報の開示に関する相談を受けたときは、保有個人情報開示手続の教示を行うことが適切である場合があることに留意する。なお、このような開示申出書が提出された場合にも、直ちにグローマー拒否をするのではなく、補正を促し、保有個人情報の開示申出に補正させることが望ましい（この場合、「司法行政文書開示申出書」という標題にかかわらず、口頭聴取等による補正によって保有個人情報の開示申出と扱って差し支えない。）。ただし、保有個人情報開示手続であっても、行政機関個人情報保護法45条1項に規定する情報（刑事事件等に関する情報）は、開示手続の対象外となることに注意する。

グローマー拒否の対応をとるか否かは、開示申出書中の開示申出の内容に記載された文言から読み取ることのできる情報により判断できることもあるが、そのような場合には、実際に対象文書を探索する必要はない¹⁶。

なお、上述のとおり、グローマー拒否の判断は、対象文書が司法行政文書であることを前提としていることから、申出の内容から、対象文書が裁判事務に関する文書であることが明らかである場合には、グローマー拒否を検討する余地はない（この場合の不開示通知書中の「開示しないこととした理由」の記載例については24頁総論編9(2)イ及びカを参照）。

¹⁶ 申出があった司法行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人識別情報を開示することとなるためにグローマー拒否をする事案に見える場合でも、その内容が報道発表されて、公になっているときなど、グローマー拒否をすべき事案に当たらない場合もあることに留意する。

(想定される開示申出の例) ¹⁷

- ・ 開示申出人が〇〇裁判所に対して提出した苦情申請書
- ・ 開示申出人の〇〇の申出に対し、決定する際の経過等を記載した文書
- ・ 〇〇裁判所における、〇〇〇〇と〇〇〇〇との間の調停事件の担当調停委員に関する文書
- ・ 〇〇高裁が行った、職員〇〇〇〇に対する懲戒処分に関して作成した文書

¹⁷ (想定される開示申出の例) では、主に不開示情報が法5条1号の個人に関する情報である類型を列挙しており、実際の開示申出においてもこの類型がほとんどを占めるものと思われるが、このような特定の事項を名指しした探索的申出は、法5条各号の不開示情報の類型全てについて生じ得る（運用要領18頁参照）。

9 開示通知書中の「開示しないこととした部分とその理由」、及び不開示通知書中の「開示しないこととした理由」の記載例（運用要領17頁）

（1）開示通知書中の「開示しないこととした部分とその理由」

裁判所の情報公開制度には情報公開法の適用はないが、同法5条に定める不開示情報に相当するものについては不開示とすることとされている（取扱要綱記第2の2）ことから、開示通知書中の開示しないこととした理由には、同法5条に定めるいずれの不開示情報に相当するか記載する。

なお、例えば、「1の文書には（又は、「1の(1)及び(3)の各文書には」等）、公にすると特定の個人を識別することができることとなる情報が記載されており、…」などとして、開示する司法行政文書のうちのいずれの文書に不開示部分があるのかを特定するのが相当である。

ア 5条1号

・（個人識別情報）

「個人識別情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

・（権利利益侵害情報）

「公にすると個人の権利利益を害するおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

イ 5条2号イ

「公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

ウ 5条2号ロ

「公にしないとの条件で任意に裁判所に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされている情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第2号ロに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

エ 5条4号

「公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第4号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

オ 5条5号

「審議会¹⁸における協議に関する情報であって、公にすると今後、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第5号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

カ 5条6号

- 「公にすると〇〇事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」
- 「国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより契約に係る事務に関し、国の財産上の利益を不当に害するおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号ロに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」
- 「公にすると今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号ニに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

※ 括弧書で不開示情報の項目を具体的に記載する（例：氏名、印影等）ことが望ましいが、記載することで当該情報を不開示とした趣旨が没却されてしまう場合には、記載することを要しない。

(2) 不開示通知書中の「開示しないこととした理由」

ア 文書不存在による不開示¹⁹

¹⁸ 「審議会」とある部分は、「協議会」や「検討会」など、事案に応じた記載にする。

¹⁹ 審査会答申が、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在していないことの要因についても理由として付記することが求められるとしている（審査会答申平成22年度（行情）答申第515号、平成21年度（行情）答申第470号等参照）ことを踏まえると、「開示しないこととした理由」を「1の文書は、作成又は取得していない。」や、「1の文書は、保存期間を満了しており廃棄済みである。」など、対象文書を保有していない具体的な理由を明確にすることが望ましい。

- ・ 「1の文書は存在しない。」
- ・ 「1の文書は、作成又は取得していない。」
- ・ 「1の文書は、保存期間を満了しており廃棄済みである。」
短期保有文書の場合は、「保存期間を満了しており」を削除する。

イ 対象文書が一見して裁判事務に関する文書であり、開示対象とならない場合²⁰

「司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、申出人が開示を求めた文書は、裁判事務に関する文書であって、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

ウ 対象文書が刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」の場合²¹

「1の文書は、刑事訴訟法第53条の2に定める「訴訟に関する書類」であつて、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

一方、短期保有文書として作成又は取得する可能性がある文書で、開示申出時点で存在しないものについて、短期保有文書については保存や廃棄の記録がないことにより、そもそも作成又は取得していないのか、作成又は取得後に廃棄されたのか判然としない場合には、「1の文書は存在しない。」とすることも許容されよう。

²⁰ 例えば、申出の内容中に「事件記録」と明記されているなど、通常、その写しも含めて司法行政文書としての当該文書の保有が想定されず、一見して裁判事務に関する文書であると判断できる場合にこのような記載ぶりとすることが考えられる。この場合、対象文書を実際に探索する必要はない。

²¹ 刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」については情報公開法の規定は適用されず、それが司法行政文書であったとしても司法行政文書開示手続の対象にならない（取扱要綱記第2の1）。

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されており、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものということができるが、刑事訴訟法53条の「訴訟記録」よりも広い概念であり、不起訴記録もこれに含まれると解されている。したがって、ここにいう「訴訟」は、裁判手続における訴訟のみを指す概念ではない。また、同法53条の2の趣旨から、「訴訟に関する書類」は、保管者を限定して適用・不適用を決定するものではなく、また、当該書類に写し（この「写し」は、原本のコピーに限られず、謄本のほか、原本と同一内容のデータを別途プリントアウトした画面を含む。）が存在する場合には、それもまた「訴訟に関する書類」として情報公開手続の対象外とするのが相当と解されている。

なお、脚注20のとおり、申出の内容から、一見して裁判事務に関する文書であると判断できる場合には、同法53条の2の該当性を検討するまでもなく、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

エ 対象文書が刊行物であり、開示対象とならない場合²²

「1の文書として、〇〇発行の〇〇白書〇〇年版が考えられるところ、この文書は、行政機関情報公開法第2条第2項ただし書第1号にいう行政文書から除外される白書に相当し、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

オ グローマー拒否の場合

「1の文書の存否を答えることは、不開示情報である〇〇の情報（行政機関情報公開法第5条第〇号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。」

カ 対象文書が一見して裁判事務に関する文書であるが、グローマー拒否的回答を要する場合²³

「司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、申出人が開示を求めた文書は、裁判事務に関する文書であって、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

キ 対象文書が刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」であるが、グローマー拒否的回答を要する場合²⁴

「1の文書は、刑事訴訟法第53条の2に定める「訴訟に関する書類」であつて、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

ク 対象文書の特定が不十分である場合

「本件開示申出は、司法行政文書開示申出書の「司法行政文書の名称等」欄に記載された「〇〇に関する文書」の開示を申し出るものであるところ、当該記載では申出に係る文書を特定することができないことから、…（補正を求めた経緯を記載）したが、対象文書を特定することができなかつた。

したがつて、申出に係る司法行政文書については、対象文書を特定するこ

²² 例えば、開示対象文書が裁判所の発行した刊行物であり、司法行政文書開示手続の対象とならない場合であっても、申出を受けた裁判所において当該刊行物を開示申出人に提示することが容易である場合には、「便宜供与としての情報提供」（30頁総論編12参照）を行うことも考えられる。

²³ 申出の内容が「〇〇〇〇（特定の個人）に対する貸金請求事件に係る事件記録一切」（事件記録）の場合や、「〇〇〇〇（特定の個人）に関して提出された告発状」（「裁判事務に関する文書」）の場合、「総務課が保有する〇〇〇〇（特定の個人）に係る刑事訴訟判決の写し」（司法行政文書であるが、訴訟に関する書類（刑事訴訟法53条の2）に該当する。）の場合など、単に当該文書が司法行政文書開示手続の対象ではない旨のみ回答してしまうと、開示手続の対象ではないものの特定の個人に関して当該文書は存在しているとの誤解を与えてしまいかねない場合が挙げられる。

²⁴ 同上

できないことから開示しないこととした。」

ケ 対象文書が法令であり、開示対象とならない場合

「1の文書として、〇〇法が考えられるところ、法令は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

(参考) 申出内容が複数記載されている場合等の不開示通知書発出の要否について

(1) 申出書の記載内容が限定列挙の場合 (例:「文書A及び文書B」)

文書Aのみを開示する場合、文書Aについては開示通知を行い、文書Bについては不開示通知を行う

(2) 申出書の記載内容が包括的な場合 (例示列挙がされているものを含む (例:「〇〇の資料」、「〇〇の資料 (文書A, 文書Bなど)」))。

ア 文書Aは存在するが文書Bは存在しない場合

文書Aについては開示通知を行い、文書Bについて不開示通知は不要

イ 文書A及びBともに存在するが文書Bは全部不開示の場合

文書Aについては開示通知を行い、文書Bについては不開示通知を行う。

この場合、不開示通知書の「開示しないこととした司法行政文書の名称等」の欄において文書Bを特定した上で、不開示理由を明示する。

10 第三者に対する意見聴取（取扱要綱記第9、総長通達記第1の6、法13条、運用要領12頁）

（1）意見聴取

開示の申出があった司法行政文書に裁判所及び開示申出人以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において、当該情報が不開示情報に該当するか否か疑義があるときは、当該第三者に対し、開示についての意見を求めるものとされている（取扱要綱記第9の1）。

裁判所の司法行政文書開示手続において、第三者に対する意見聴取を行う例として多く見られるのは、他の行政府省が発出した通達類を別紙として引用している裁判所発出の通知類が開示対象となった場合である²⁵。

法13条においては、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）は、意見聴取の対象たる「第三者」に含まれていないことから、これらの国の機関等に対する意見聴取は、適宜口頭又は文書による意見照会という形で行うこととされている（運用要領13頁）。

しかし、司法行政文書開示手続においては、国の機関等に対する意見照会と、それ以外の第三者に対する意見聴取の場合で手続を異にする旨の規定はなく、一律に総長通達別紙様式第4による照会書を送付する取扱いになっている（取扱要綱記第9の1、総長通達記第1の6(1)）。

取扱要綱上、この意見聴取の手続は、開示申出ごとに行うことが予定されていると解される。したがって、同一文書が複数回対象文書となった場合は、同一の第三者に対し、原則としてその都度照会書を送付するのが相当である。

しかし、同一文書について同一の第三者に対して意見聴取をする時期が非常に近接しているなど、正式な意見聴取を繰り返す必要が認められない場合には、法13条の趣旨を踏まえ、例えば、口頭による意見照会の結果を電話聴取書に残し、意見書（総長通達別紙様式第5）に代える運用も許容されると考えられる²⁶。

（2）第三者に対する通知

（1）により意見を求められた第三者から司法行政文書の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらず、これを開示するときは、開示申出人に対し開示する旨の通

²⁵ 第三者に対する意見聴取を行うのは、第三者が作成名義になっている文書に限られず、裁判所が作成した文書中に第三者に関する情報が記録されている場合もあり得る。

²⁶ 下級裁判所における司法行政文書開示手続において、中央官庁（衆議院及び参議院並びに日本弁護士連合会については中央官庁又はこれに準ずるものとして扱われる（平成6年7月22日付け最高裁総一第182号事務総長依命通達「下級裁判所事務処理規則の運用について」記第5。））に対して第三者照会を行う場合には、下級裁判所事務処理規則27条により、最高裁判所を経由する必要があることに留意する。

知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとし、開示する旨の通知を発した後直ちに、当該意見を提出した第三者に対し、開示することとした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面（総長通達別紙様式第6）で通知するものとされている（取扱要綱記第9の2、総長通達記第1の6(2)）。

これは、苦情の申出の期間が経過する前であっても、開示が実施されてしまえば、第三者が苦情の申出をする実益が失われてしまうことになるので、開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くこととされたものである。したがって、このような場合に、開示する司法行政文書の枚数が15枚以下（29頁総論編11(3)参照）であっても司法行政サービスとして開示通知書とともに当該司法行政文書の写しを送付するがないように留意する必要がある（開示に代わる情報の提供においても同様である。）²⁷。

²⁷ 開示の実施は、司法行政文書を開示する旨の通知を発した日から原則として30日以内に行うものとされているが、開示申出人に対し開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に2週間を置いたときにはこの限りでない（取扱要綱記第10の3ただし書後段）。ただし、30日以内に開示を実施することができない場合は、延長通知を発する必要がある。

1.1 開示の実施等について（取扱要綱記第10）

(1) 文書及び図画

- ア 当該文書等を閲覧させる。
- イ 写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせる。

(2) 電磁的記録

- ア 裁判所が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により用紙に出力したもののが閲覧をさせる。
- イ 裁判所が保有するプログラムにより用紙に出力したもののが写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせる。
- ウ 裁判所が保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取、若しくは視聴をさせる。

(3) 写しの交付

情報公開法においては、写しを交付する際に開示実施手数料を徴収することとされている（法16条1項）が、司法行政文書開示手続においては、開示実施手数料を徴収することは予定されていない。したがって、開示申出人が対象文書の写しを求める場合は、開示申出人自らの費用で謄写してもらうことを原則としている（運用要領24頁）。

この点、制度開始当初より、裁判所と開示申出人の双方の便宜から、開示枚数が15枚以下の場合には、各庁の実情に応じて、司法行政サービスとして無償で写しを交付することも許容する運用としている。

もっとも、司法行政サービスとして、各庁の裁量により行うものではあるが、例えば、文書全体の枚数が多量になる場合に、15枚ずつ分割して数次にわたり謄写希望が出されたようなときに、その度ごとに無償で写しを交付するような対応は相当ではない。また、1回の申出に対して、開示する文書が15枚を超えるものであった場合に、15枚までは無料とし、それを超える枚数から謄写業者に謄写委託をさせるという運用を行うのは相当ではなく、この場合には、全部について謄写委託をさせることに留意が必要である。

1.2 開示に代わる情報の提供（取扱要綱記第10の2）と便宜供与としての情報提供

司法行政文書そのものよりも、司法行政文書に記録された情報を整理し、開示申出の内容に沿った情報の形にして提供する方が、開示申出人にとっても有用で、その目的に沿う内容となる場合もあると思われることから、このような場合には、司法行政情報それ自体を開示することができる（「開示に代わる情報の提供」。運用要領2頁、13頁、20頁）。取扱要綱記第10の2には「これらの文書又は情報をもって開示の対象とすることができる。」とあることから、例えば、文書の大部分が申出内容と無関係な記載の場合や、文書が分散して多数存在する場合に、必要な部分だけを抜粋して（必要な部分以外をホワイトマスキングして）提供するなど必ずしも一文書単位で提供する必要はなく、文書の一部分のみを抽出して提供することが許容される。ただし、開示に代わる情報の提供は、あくまでも文書開示上の手続であるため、開示対象文書が存在していることが前提となることに注意する。

「開示に代わる情報の提供」は、開示通知書（総長通達別紙様式第2）ではなく司法行政文書の開示についての通知書（総長通達別紙様式第7）で発出され、それをもって開示手続上の応答義務を果たしたものとして扱われる。したがって、開示に代わる情報の提供に対する不服の申立ては、苦情の申出として取り扱うことになる。

「便宜供与としての情報提供」は、開示申出の対象が開示手続の対象とならない場合などに、司法行政サービスとして情報を提供する手段として利用される。事務連絡の形で発出され、それ自体は取扱要綱上の応答ではないことから、開示申出の取下げ等がない限り別途不開示通知書を発出する。

（想定される開示申出及び対応の例）

- ・ ○○○○の様式が分かる文書
　　様式を定めた通達等の別紙様式部分について開示に代わる情報の提供を行う。
- ・ 全ての裁判所の名称及び住所が記載された文書
　　「裁判所データブック」中の付録「全国の裁判所の所在地、電話番号及びFAX番号一覧」の写しについて便宜供与としての情報提供を行う。

13 苦情の申出について（取扱要綱記第11、総長通達記第2、運用要領29頁）

(1) 苦情申出制度の仕組み

平成27年7月1日以降に申出のあった司法行政文書の開示に対する裁判所の開示・不開示の判断に対して、開示申出人又は第三者（司法行政文書に情報が記録されている者に限る。）は、最高裁判所事務総局秘書課（以下「秘書課」という。）に苦情の申出を行うことができる。苦情の申出は、開示の申出を受けた裁判所（以下「原裁判所」という。）が、開示申出人に対し、当該申出についての判断（以下「原判断」という。）の通知を発した日から、原則として3か月以内に行わなければならない。

苦情の申出を受けた最高裁判所は、原判断の当否について情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「委員会」という。）に諮問を行い、その答申を尊重した対応を行う。

なお、開示に代わる情報の提供についてもこれと同様に取り扱うこととなる。

(2) 苦情の申出に関する事務の留意点

ア 苦情の申出があった場合、秘書課から原裁判所に対して、苦情の申出があった旨の通知を行う。あわせて、秘書課から委員会への諮問のための各種資料等の取り寄せ依頼がされるので、原裁判所は指定された期限内に資料等を秘書課に送付する²⁸。

開示の実施前（閲覧済みで謄写が完了のものを含む。）に、第三者から苦情の申出がされたときは、原裁判所は、最高裁判所が原判断の当否について判断するまでの間、開示を実施しないものとし、その旨を開示申出人及び当該第三者に通知することになる（取扱要綱記第11の3）。したがって、苦情の申出があった旨の秘書課からの通知を受けた原裁判所は、速やかに開示の実施の延期通知書（総長通達別紙様式第9の1及び同9の2）を作成し、開示申出人及び苦情申出人（第三者）に通知を行う（総長通達記第2の4(2)）。

なお、開示の実施後に第三者から苦情の申出がされた場合、開示の実施の延期通知は不要ではあるものの、原判断の当否については委員会に諮問を行うこととなるので、上記資料等の準備は要することとなる。

イ (1)のとおり、苦情の申出の窓口は秘書課であるが、原裁判所において、苦情の申出を希望する者に対して苦情の申出先は秘書課であることを説明してもなお原裁判所へ苦情申出書を提出することを強く望む場合、あるいは同申出書が原裁判所に郵送された場合には、原裁判所の総務課において苦情申出書の提出

²⁸ 専ら裁判事務の目的で利用されていると考えられる文書については、司法行政部門が取得することは望ましくないため、資料等を送付する際には、そのような文書を送付しないよう注意する。

を受け、当該申出書に受付日付印を押印した上、速やかに、これを秘書課に回送する（総長通達記第2の2(1)）。

苦情の申出の対象となるのは、原裁判所の開示・不開示の判断であるところ、苦情の申出の内容に開示・不開示の理由に対する反論だけでなく、それとは関係のない苦情や不満等が記載されていることがある。一見して明らかに司法行政文書の開示の申出とは関係がない苦情や不満等であると判断できる場合には、原裁判所で必要に応じて対応することも考えられるが、その判断が困難である場合には、当該申出書を苦情申出書として取り扱い、秘書課へ回送する。

苦情申出書の客観的記載から、苦情申出人が「原裁判所が開示しないこと」について不服があるとはいはず、明らかに別の文書の開示を求めていると解される場合には、「苦情の申出書」の標題にかかわらず、これを新たな開示申出と解釈し、適宜これに応じた取扱いをすることを検討することになろう（例えば、「平成19年から22年までの統計表」の開示申出をしたところ、既に廃棄したことを理由に不開示の通知を受けた開示申出人が、苦情申出書の苦情の内容に「直近である平成23年の統計表を求める」と記載した場合）。

ウ 全部開示の判断に対して、「他にも文書が存在するはずである。」という内容の苦情も当然に考えられる。これは、原裁判所における文書の特定についての苦情の申出であって、苦情申出人が存在すると主張する文書について默示の不開示の判断があったものと解することができるから、この場合も苦情の申出として取り扱う必要がある。

(3) 答申後の事務の留意点

最高裁判所は、委員会の答申を尊重して原判断の当否について判断を行い、原裁判所に対しては、苦情申出人への結果通知書の写しを送付することによって、その判断の内容及び判断日を通知する²⁹。さらに原裁判所において開示の実施等の事務処理を要するもの（運用要領32頁）については、最高裁判所からその内容を記載した通知書等が送付されるので、当該事務を失念しないよう注意する。この事務処理は、最高裁判所が委員会から答申を受けた日から原則として30日以内に行うものとされている（取扱要綱記第11の13）。

²⁹ 開示の申出があった司法行政文書を含むファイルについて、保存期間等の延長処理に留意する必要がある（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第6の3の(1)のエ）。

「苦情の申出に対する判断をした日」は、通常、結果通知書の作成日（決裁日）となる。なお、開示の申出があった短期保有文書は1年以上の保存期間を設定して保存する必要性が高いと考えられることから、開示の申出があった司法行政文書と判断した時点でファイルによる管理を行う必要がある。

14 裁判所の司法行政文書開示手続と行政不服審査制度、取消訴訟の関係

裁判所による司法行政文書不開示の判断に対して、行政不服審査法2条の審査請求が申し立てられたり、行政事件訴訟法3条2項の取消しの訴えが提起されたりする場合がある。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関して、国民に広く行政がした行為に対する不服申立ての途を開いている。裁判所も司法行政上の処分を行う限り、ここにいう「行政庁」に該当し、したがって、裁判所の違法又は不当な処分に対しては、これらの法による不服申立てが許されると解されている。

行政不服審査法1条2項及び行政事件訴訟法3条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政庁の法令に基づく行為全てを意味するものではなく、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいい（最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁）、行政庁の行為が要綱や通達などの法的拘束力のないもののみを根拠とする場合には行政処分性は否定されている（最高裁昭和38年6月4日第三小法廷判決・民集17巻5号670頁）。

裁判所による司法行政文書開示手続は、取扱要綱や、総長通達等の内部規範によって運用されているにすぎず、情報公開法その他の法律を根拠とするものではないから（同法2条参照）、上記によれば裁判所による司法行政文書の開示・不開示の判断が「行政庁の処分」や「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらないと考えられるが、当該判断に対して審査請求がされ、又は取消訴訟が提起された場合には、各手続において判断されるものと考えられる。